金沢市近江町消費生活センターからのお知らせ

1. 相談のお知らせ

金沢市近江町消費生活センターでは、一般相談のほかに専門相談も受け付けております。
くわしくは下記のとおりです。

相談名		相談内容	相談日・時間
消費生活相談		悪質商法や架空請求など、消費者の疑問や困り事に関する相談	月～金曜日 及び 第３日曜日 9：00 ～ 17：00
専門相談（要予約）	多重債務相談	弁護士、司法書士による多重債務相談	【弁護士による相談】第1、第3月曜日 10:00～12:00
			【司法書士による相談】毎週木曜日 13:00～16:00
	住生活相談	住宅のリフォームや耐震、シックハウスなど建築士による相談	第４金曜日　10:00 ～ 12:00
多重債務・生活なんでも相談		多重債務や生活再建に関する相談	第 2、第４水曜日　13:00 ～ 17:00

※このほかに、毎月第3火曜日13:00～17:00に民間支援団体による多重債務・生活再建相談会を実施しています。
専門相談につきましては、事前に近江町消費生活センターへご相談ください。
土日（第3日曜日を除く）、祝日、年末年始はお休みです。

2. 出前講座のお知らせ

金沢市近江町消費生活センターでは、下記のテーマについて講師が地域に出向く無料の出前講座を実施いたしております。

金沢市消費者出前講座

①契約の基礎知識及び悪質商法の実態と対策（一般向け）
②悪質商法に対する高齢者の被害防止（高齢者向け）
③高齢者の被害防止と早期発見（介護関係者向け）
④寸劇（金沢市校下婦人会連絡協議会）悪質商法に対する防止と啓発
⑤食品表示からみる食の安全・安心

暮らしに身近なお金や経済の情報

①60才からの人生とお金（高齢者向け）
②かしこい遺産分割の方法（高齢者向け）
③今こそ生活設計を！（一般向け）
④経済ホットニュース解説（一般向け）
⑤ゲームをしながらおこづかいを学ぼう！（子ども向け）

開催１ヶ月程度前までに所定の申請書（ホームページからダウンロードできます）に必要事項を記入のうえ、人権女性政策推進課まで郵送もしくは FAX にてお送りください。

消費生活についてのご相談やお問い合わせは

金沢市近江町消費生活センター

〒920-0907　金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階
【受付時間】 9:00～17:00　月曜日～金曜日・第3日曜日
※土曜、第3を除く日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）は休業します。

TEL 076-232-0070
FAX 076-260-6730

「いいねっと金沢」近江町消費生活センターHP　http://www4.city.kanazawa.lg.jp/22075/syouhi/

近江町消費生活センターだよりに関する
お問い合わせは
金沢市人権女性政策推進課
消費生活担当まで
TEL 076-220-2095
FAX 076-220-2030

金沢市
近江町消費生活センターだより

編集・発行／金沢市近江町消費生活センター
金沢市人権女性政策推進課

2014年　冬号
1月発行

「東京オリンピック」を悪用した詐欺的トラブルにご注意！

2020年の開催決定に伴い、東京オリンピックに関連した詐欺的トラブルの相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

相談事例

事例1　知らない業者から電話で、「オリンピック関連企業への投資のパンフレットが全国500名限定で送付されるので、届いたら権利を譲ってほしい」と言われた。パンフレット到着後に電話をくれたら、東京オリンピックの入場券をプレゼントするという。不審である。（60 歳代　男性）

事例2　以前、ある会社の未公開株を30万円で購入していたが、先日、証券会社の担当を名乗る者から「オリンピック開催が決定して10倍の300万円になったので売らないか」と電話があり、売ることにした。「売却代金を送金する保険料」として30万円振り込んだが、その後も手数料等の名目で何度も請求を受け、友人に相談したところ、詐欺ではないかと言われた。（70 歳代　男性）

消費者へのアドバイス

○悪質業者は、話題となっている出来事を悪用して近づいてきます。今後、東京オリンピックに関連したトラブルはさらに増えてくると考えられますので、十分注意することが大切です。
○いったんお金を払ってしまうと、取り戻すのは非常に困難です。うまい話を持ち掛けられても安易に信用しないようにしましょう。
○不審に思ったときは、お金を払う前に、消費生活センターにご相談ください。

金沢市近江町消費生活センター
相談電話番号　076-232-0070
（月曜日～金曜日・第３日曜日９時～17時）

★困ったことがあれば、一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。

冬の製品事故にご注意！

冬は、暖房や除雪などによる事故が増加します。
便利な道具も使い方をあやまると大事故の原因になります。ご注意ください。

歩行型除雪機による事故にご注意！

事 例

●除雪機で作業中、後退するときに転倒し、除雪機の下敷きになって死亡した。

●除雪機を使って自宅の庭の除雪作業をしていた際、詰まった雪を取ろうと手を入れたところ、左手の中指を骨折した。エンジンは止めたつもりだったが、止まっていなかった。

アドバイス

◆作業を行う前に取扱説明書をよく読み、正しい使い方を守りましょう。

◆投雪口の雪を取り除く際は、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に止まったことを確認してから、雪かき棒を使って行いましょう。

◆足元や周囲に障害物がないことを確認し、無理のない速度で使用しましょう。

石油ストーブ・石油ファンヒーターによる事故にご注意！

事 例

●石油ストーブの火を消さずに給油し、火災が発生し、２人が負傷した。

●石油ファンヒーターを就寝時に消火せず、気密性の高い閉め切った室内で長時間使用していた人が、一酸化炭素中毒で死亡した。

アドバイス

◆石油ストーブに給油するときは、火を消してください。カートリッジタンクのふたが完全に締まっているかどうか確認しましょう。

◆一酸化炭素は無味無臭の気体なので気づきにくく、対応が遅れることがあります。頭痛・耳鳴・めまい・吐き気など、少しでも体に違和感を覚えた場合は、ただちに使用を中止し、換気を行うようにしましょう。

平成25年度上半期（4月～9月） 相談の傾向

平成25年度上半期の相談総件数は1,085件あり、そのうち苦情相談は938件でした。
相談内容としては、依然としてスマートフォンや携帯電話、パソコンによるワンクリック請求や有料サイト利用料金の不当請求が最も多く160件と、男女年齢を問わずの相談となっています。また、高齢者に対して注文した覚えが無いのに一方的に送りつけてくる手口の健康食品に関する相談も多く寄せられています。

苦情相談　順位

1. 出会い系サイト・アダルト情報サイトなどでの架空・不当請求など …… 160件
2. 健康食品などの一方的な送りつけ 94件
3. 賃貸アパートなどの退去費用など 45件
4. 住宅リフォーム工事など …… 43件
5. 商品一般 …… 38件

苦情相談件数

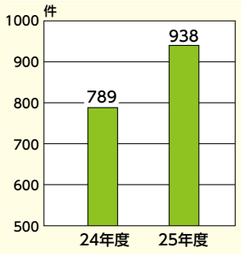

苦情相談の年代

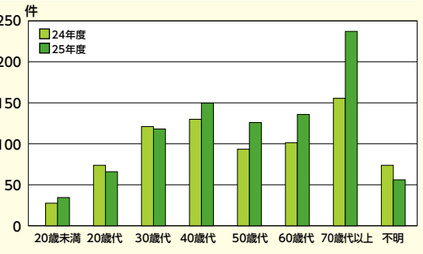

景品表示法ってなに？

昨年より、食品の虚偽表示の報道で「景品表示法」という言葉を耳にすることが増えています。
ここでは、景品表示法についてご説明します。

景品表示法の概要

「景品表示法」（正式名称「不当景品類及び不当表示防止法」）は、うそや大げさな表示など消費者をだますような表示や過大な景品類の提供で消費者を惑わすことを禁止しています。

一般消費者の利益の保護

↕

不当な顧客誘引の禁止

不当な表示の禁止

表示とは？

事業者が商品・サービスの内容、取引条件について行う広告等の表示

例 ●チラシ　●パンフレットや説明書
●ポスターや看板
●新聞や雑誌に掲載された広告
●テレビCM
●ウェブサイト　等

過大な景品類の提供の禁止

景品類とは？

商品・サービスの取引に伴って、相手方に提供される物品、金銭等の経済上の利益

例 ●一定額以上の買い物をした人に抽選で提供される賞品
●来店者にもれなく提供される粗品
●商店街の福引きセールで提供される旅行券等

景品表示法上の違反行為

事例1 霜降りステーキと表示していたが、実際は牛脂を注入する加工をした加工肉を使用していた。

事例2 セーターに「カシミヤ100%」と表示していたが、実際にはカシミヤ混用率は80%程度だった。

事例3 荷物の運送料金について「今なら半額」と表示していたが、実際には常にその運賃だった。

事例4 来店者への景品としてティッシュ５箱セットを表示したが、実際に提供されるのは１箱だけだった。

●景品表示法に関するお問い合わせ先　消費者庁表示対策課　☎ 03-3507-8800
石川県県民生活課　☎ 076-225-1386